

# 国保料滞納世帯には「限度額認定証」が出ないの？

70才以上の方は医療費の負担額上限まで払えばよい制度がありましたが、改定で07年4月から70歳未満の方も同様になりました。その際、3区分の負担額があるため「限度額適用認定証」が必要になります。サラリーマンなどは社会保険事務所、国保の方は区役所(市町村役場)国保担当でもらうことになります。

ところが札幌市などでは「原則、国民健康保険料の滞納がない方」と広報でも載せており、滞納がある世帯の場合はすんなりと認定証が発行されないことが分かりました。



70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額

世帯区分	自己負担限度額	適用区分
上位所得者(所得600万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	A
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	B
低所得者(住民税非課税世帯)	35,400円	C

1年以内に3回以上限度額対象になった場合は、4回目以降安くなります(多数該当)。

## Q1. 資格証明書の方はどうなりますか？

A: 資格証明書世帯は対象外で、医療機関で10割払い、限度額を超えた分を戻してもらうことにはなりますが、それが滞納に回されない保証はありません。

## Q2. 短期保険証や、一部滞納があるが本保険証が出ている方は？

A: 居住地区役所へ申請し、認定証発行の「お伺い」をしなければなりません。現在入院中で短期保険証などの方も、区役所へ限度額認定証の申請をし、4月以降の入院に出してもらえるかどうかを確認しなければなりません。(短期保険証など) 保険証があるから自動的に認定証を発行されることはないそうです。

## Q3. 滞納世帯でも発行される場合というのは？

A: 資格証明書解除の「特別な事情」がある場合は発行がほぼ認められるようです。また、滞納理由などを聞いた上で発行の判断をするそうですが、判断基準の基本は「保険料の納付」です。したがって認定証を申請して保険料の納付相談に応じないと、発行されないと理解した方がいいでしょう。

## Q4. 認定証の有効期限は？

A: 滞納世帯に認定証が発行された場合も、8/1~7/31の1年間有効です。短期保険証だから3ヶ月の認定証ということはないそうです。その後の納付が充分でなくても途中で取り上げるようなことはしない方向で考えているそうです。しかし、保険料納付約束を履行しないと、次年度は発行されないことになるようです。

## Q5. 認定証が出されない場合はどうなるの？

A: 一旦全額払って償還払いになるわけですが、その際は当然滞納の支払いが言われることになるでしょう。

## Q6. 従来受領委任払い制度は？

A: 外来のみ残ります(余り対象はなさそうですが)。入院は全ての医療機関が限度額認定証の対象になりますが、外来は委任払いを認めている医療機関しかできなくなります。

## 困っている人が使えない？ 出産一時金委任払い制度

# 共同デスク

No. 436 2007年3月20日

北海道勤医協本部組織広報部  
TEL 823-0867 fax 821-3701

35万円の「出産育児一時金」委任払い(医療機関に委任し直接受け取ってもらう方式)が、国保についても07年4月開始となります。この制度は委任払いに同意している医療機関でしか使えません。

①「原則、国民健康保険料に滞納がない」ということになっていますが、滞納がある世帯は全く対象になりません。

②例外は、この制度を使わなければ、生活保護以外に救済ができないような場合、だそうです。

◎理由は、出産は病気と違うので、高額療養費制度と性格が異なる。市の出産貸付金制度(28万円)も、滞納世帯は全く対象にならないので、同様にしてはいる。

◎困窮している世帯は出産費用も払えない例が多く、この委任払いがとても助かる制度です。しかし国保料も滞納している場合が多く、実際は使えないということです。

